

新八方池山莊整備運営等事業
基本協定書（素案）

令和7年5月
白馬村

本資料は現時点で想定している内容をまとめた参考資料であり、今後の入札説明書等の作成検討や、実施方針に関する民間事業者との質疑や個別対話結果等を踏まえ、内容を変更する可能性があることに留意すること。

目 次

第1条	(定 義)	1
第2条	(目 的)	2
第3条	(SPC の設立)	2
第4条	(SPC の株主)	2
第5条	(運営権の設定)	5
第6条	(事業契約の締結)	5
第7条	(資金調達協力義務)	6
第8条	(事業契約の不成立)	6
第9条	(秘密保持)	7
第10条	(本協定の有効期間)	7
第11条	(協 議)	7
第12条	(準拠法及び裁判管轄)	8
別紙1	構成企業の出資一覧	10
別紙2	株主誓約書の様式	11

新八方池山荘整備運営等事業に関して、白馬村（以下「村」という。）と【 】、
【 】は、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定 義）

第1条 本協定において用いられる次の用語は、文脈上別異に解すべき場合を除き、次に定める意味を有するものとする。

- (1) 「運営権」とは、本施設について、第5条に基づき令和●年●月●日付でSPCに設定される予定のPFI法第2条第7項に定義される公共施設等運営権をいう。
- (2) 「SPC」とは、本事業を遂行することを目的として設立される株式会社をいう。
- (3) 「親会社」とは、会社法第2条第4号に定める親会社をいう。
- (4) 「会社等」とは、会社法施行規則第2条第3項第2号に定める会社等をいう。
- (5) 「会社法」とは、会社法（平成17年法律第86号）をいう。
- (6) 「会社法施行規則」とは、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）をいう。
- (7) 「関連会社」とは、会社法施行規則第2条第3項第20号に定める関連会社をいう。
- (8) 「構成企業」とは、【落札者を構成する法人であって、本議決権株主である【 】、【 】をいう。】¹
- (9) 「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。
- (10) 「事業契約」とは、本事業の実施に関し、村とSPCとの間で締結される新八方池山荘整備運営等事業特定事業契約書をいう。
- (11) 「代表企業」とは、構成企業のうち、提案書類に代表企業として記載された【 】をいう。
- (12) 「提案書類」とは、[落札者が令和●年●月●日付で提出した本事業の実施に係る提案書類一式及び当該事業提案書の説明又は補足として落札者が本協定締結日までに提出したその他一切の文書]をいう。
- (13) 「独占禁止法」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）をいう。
- (14) 「入札説明書」とは、村が令和●年●月●日付で公表した、新八方池山荘整備運営等事業入札説明書をいう。
- (15) 「入札説明書等」とは、[入札説明書、要求水準書（案）、落札者決定基

¹ 実際を選定された落札者の構成に従って変更がありうるものとします。

準、様式集及び記載要領、基本協定書（案）、特定事業契約書（案）及びその添付書類]をいう。

- (16) 「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
- (17) 「本完全無議決権株式」とは、SPC の発行する株式で、SPC の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（会社法第 108 条第 1 項第 3 号）をいう。
- (18) 「本完全無議決権株主」とは、本完全無議決権株式の株主をいう。
- (19) 「本議決権株式」とは、SPC の発行する株式で、SPC の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式をいう。
- (20) 「本議決権株主」とは、本議決権株式の株主をいう。
- (21) 「本事業」とは、PFI 法に基づき、村が特定事業として選定した新八方池山荘整備運営等事業をいう。
- (22) 「落札者」とは、入札説明書等に基づく選定手続において落札者として選定された【 】をいう。

（目 的）

第 2 条 本協定は、入札説明書等に定める手続によって、構成企業が SPC を通じて本事業を実施する者として選定されたことを確認し、構成企業が本事業を実施するために第 3 条に基づき今後設立する SPC をして、第 6 条に基づき村との間で事業契約を締結せしめ、その他本事業を円滑に実施するために、村とが負うべき責務及び必要な諸手続について定めることを目的とする。

（SPC の設立）

第 3 条 落札者は、本協定締結後速やかに、入札説明書及び提案書類に基づき、株式会社である SPC を白馬村内に設立し、SPC の設立登記完了後速やかに SPC に係る履歴事項全部証明書、定款の原本証明付の写し、代表印の印鑑証明書及び SPC に係る株主名簿の原本証明付の写しを村に提出するものとする。

（SPC の株主）

第 4 条 すべての構成企業は、前条に基づき SPC を設立するに当たり、**別紙 1**に構成企業の出資額として記載されている金額を出資し、かかる出資に対応する本議決権株式又は本無議決権株式の割当を受けるものとする。但し、代表企業は必ず本議決権株式の割当を受けるものとし、かつ、代表企業は SPC の株主中で最大の出資額で出資するものとする。

2 構成企業は、SPC 設立時において、次の事項を誓約し、SPC 設立と同時に、**別紙 2**に記載の様式の誓約書を提出するものとする。

(1) 本議決権株主は、本議決権株式（当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表象する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本条において同じ。）について、①他の本議決権株主又は②村との間で締結された契約等によってあらかじめ譲渡、質権設定その他の担保設定（以下総称して「処分」という。）先として認められた者（もしあれば。）（以下①及び②を総称して「許容処分等先」という。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、書面による村の事前の承認を受けるものとする。本議決権株主がかかる義務に違反して本議決権株式を処分した場合には、当該本議決権株主は、村に対し、当該本議決権株式の処分価格相当額の違約金を支払う。本完全無議決権株主は、本完全無議決権株式（当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表章する有価証券を発行する場合には当該有価証券も含む。以下本条において同じ。）について、会社法の規定に従う限り、自由に処分を行うことができる。但し、当該本完全無議決権株主の譲受人は、次の全ての要件を満たす者であることを要するものとし、本完全無議決権株主は、当該譲受人に対し、次の全ての要件を満たす者に限って本完全無議決権株式の処分を行うことを誓約させるものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年勅令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 白馬村暴力団排除条例（平成 23 年条例第 24 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされておらず、かつ、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ⑤ 会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) 本議決権株主は、前号の規定に従いその所有に係る本議決権株式を処分しようとする場合、当該処分先をして、**別紙 2** 記載の誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ村に提出させるものとする。ただし、当該処分先が上記と

同様の内容の誓約書を既に提出している場合には再度の提出は不要とする。

- (3) SPC が、新たに本議決権株式を発行しようとする場合において株主総会の決議が必要となるときは、本議決権株主は、村の事前の書面による承認を得たうえで、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使するものとする。ただし、SPC が、①許容処分等先に対して本議決権株式を発行する場合又は②本完全無議決権株式を発行する場合、本議決権株主は、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を自由に行使することができるものとする。
- (4) 本議決権株主は、SPC が、前号の規定に従い本議決権株主以外の第三者に対して新たに本議決権株式を発行しようとする場合、当該本議決権株式の引受先をして、**別紙 2**に記載の様式の誓約書をあらかじめ村に提出させるものとする。ただし、当該引受先が上記と同様の内容の誓約書を既に提出している場合には再度の提出は不要とする。
- (5) 本議決権株主は、自ら又は SPC をして、次のいずれかの要件を満たさない者に対してその所有に係る本議決権株式を処分し、又は新たに本議決権株式を発行させてはならない。
- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年勅令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - ② 白馬村暴力団排除条例（平成 23 年条例第 24 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされておらず、かつ、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
 - ④ PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
 - ⑤ 会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
 - ⑥ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 本議決権株主は、株主間契約（2 者以上の本議決権株主又は本完全無議決権株主との間で締結される、SPC における本議決権株主の出資割合、議決権割合又は SPC の運営に関するすべての契約をいう。）を締結した場合、その写しを村に提出するものとする。当該契約が変更された場合も同様とし、当該契約が解除又は終了した場合にはその旨村に通知する。
- 3 本議決権株主が本議決権株式の処分又は新規発行について前項第 1 号又は第 3

号の村の事前の書面による承認を求めた場合において、①本議決権株式の処分先又は新たな本議決権株式の引受先が前項第 5 号に定める要件を満たしており、②当該本議決権株式の処分者及び処分先又は当該新たな本議決権株式の引受先が、(i)当該処分先又は引受先が公募時に設定された参加資格に準じた資格要件を満たす者であること及び(ii)当該処分又は発行が SPC の事業実施の継続を阻害しない（当該本議決権株式の処分者から SPC に出向している職員が本議決権株式の処分と共に引き上げることで要求水準書又は提案書類に定める SPC の義務履行に支障をきたすような状況等とならない）ことを証明した場合には、村は、当該株式処分又は新規株式発行を承認する。

- 5 前各項の規定にかかわらず、代表企業は、本事業終了までの間、自らの本議決権保有割合が SPC の株主中で常に最大となるように本議決権保有割合を維持するものとする。

（運営権の設定）

- 第 5 条 村は、本施設に対し、入札説明書等に記載された条件及び提案書類に基づき、SPC のために本事業に係る運営権を設定するものとする。
- 2 前項の運営権は、事業契約で別途定める前提条件を SPC が充足することを停止条件としてその効力が発生するものとする。
 - 3 第 1 項に定める運営権の登録申請書の作成その他運営権の登録に必要な費用等は、構成企業又は SPC がこれを負担するものとする。

（事業契約の締結）

- 第 6 条 村及び落札者は、本協定締結後速やかに、入札説明書等に記載された条件及び提案書類に基づき、村と SPC との間において事業契約が締結できるよう、それぞれ最大限の努力をするものとする。
- 2 村は、事業契約の締結がなされる前に構成企業のいずれかに次の各号に定める事由が生じたとき（第 6 号に定める事由については、当該事由が判明したとき）は、事業契約を締結しないことができる。
 - (1) 本事業に関し、構成企業が独占禁止法第 3 条の規定に違反し、又は構成企業を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号若しくは同第 2 号の規定に違反したことによって、公正取引委員会が構成企業に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 本事業に関し、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）において、構成企業が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は構成企業が構成事業者である事業者団体が第8条第1号若しくは同第2号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令によって、構成企業又は構成企業が構成事業者である事業者団体に独占禁止法第3条又は第8条第1号若しくは同第2号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成企業に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に落札者選定手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 本事業に関し、者構成企業（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑の容疑によって公訴が提起されたとき。
 - (5) 構成企業が、PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当したとき。
 - (6) 構成企業が、偽りその他不正の方法によって入札説明書等に基づく選定手続において落札者として選定されたとき。
- 3 村及び構成企業は、事業契約を締結した後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

（資金調達協力義務）

第7条 構成企業は、提案書類の定めに従い、SPCへ出資し、SPCへの出資者を募り、また、SPCによる借入れその他のSPCの資金調達を実現させるものとする。

（事業契約の不成立）

第8条 構成企業の責めに帰すべき事由によって、事業契約の締結に至らなかった場合、次のとおりとする。

- (1) 既に村及び構成企業が本事業の準備に関して支出した費用は、すべての構成企業が連帯して負担する。
- (2) 村は、構成企業に対して、違約金として、金1億円を請求することができる。この場合、すべての構成企業は連帯して当該違約金を支払う。

- (3) 前号の規定は、村に生じた実際の損害額が当該違約金の金額を超える場合において、村が構成企業に対して当該超過分につき賠償請求することを妨げるものではない。
- 2 村の責めに帰すべき事由によって、事業契約の締結に至らなかった場合、既に構成企業が本事業の準備に関して支出した費用の負担は、村と構成企業の協議によって決定されるものとする。
- 3 村及び構成企業のいずれの責めにも帰すべからざる事由によって、事業契約の締結に至らなかった場合は、既に村及び構成企業が本事業の準備に関して支出した費用その他の損害又は増加費用については各自これを負担するものとして相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(秘密保持)

第9条 村及び構成企業は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所、監督官庁、金融商品取引所又は金融商品取引業協会によって開示が命ぜられた場合、法令等によって開示が必要とされる場合、構成企業が本事業に関する資金調達に必要な範囲で金融機関等に対して、構成企業と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合、村が白馬村情報公開条例（平成12年条例第1号）等に基づき開示する場合、並びに①当該情報を知る必要のある村若しくは構成企業の従業員等（村の職員及び構成企業の役員を含む。）若しくは村若しくは構成企業の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある構成企業の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ村との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員等若しくはそれら会社等の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、村及び構成企業と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合は、この限りでない。

(本協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本協定締結の日から本事業終了の日までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと村が判断して代表企業に通知した日をもって、本協定の有効期間は終了する。なお、本協定の有効期間の終了にかかわらず、前二条及び第12条の規定の効力は存続するものとする。

(協 議)

第11条 本協定に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて村と

構成企業が誠実に協議して、これを定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第 12 条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は長野地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定書【 】通を作成し、村並びに代表企業及び各構成企業は、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和●年●月●日

白馬村

住 所 ●●

白馬村村長 ●●

代表企業

住 所 【 】

代表取締役社長 【 】

構成企業

住 所 【 】

代表取締役社長 【 】

構成企業

住 所 【 】

代表取締役社長 【 】

構成企業

住 所 【 】

代表取締役社長 【 】

別紙1 構成企業の出資一覧

① 普通株式

	株数	金額
●●株式会社	●株	●円
●●株式会社	●株	●円
計	●株	●円

② 【優先株式】²

	株数	金額
●●株式会社	●株	●円
●●株式会社	●株	●円
計	●株	●円

² 落札者の提案に基づき、本完全無議決権株式の具体的な内容に応じて記載します。

別紙2 株主誓約書の様式

株 主 誓 約 書

令和 年 月 日

白馬村村長 ●● ●● 様

住所 ●

代表取締役 ●

●（以下「当社」という。）は、本日付で、村に対して下記の事項を誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、村及び●、●との間の新八方池山荘整備運営等事業基本協定書並びに村と●（以下「SPC」という。）との間で締結される新八方池山荘整備運営等事業事業契約書に定めるとおりとします。また、本誓約書は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本誓約書に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は鳥取地方裁判所とします。

記

1. SPC が、令和●年●月●日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 当社は、本議決権株式（当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表章する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本書において同じ。）について、①他の本議決権株主、又は、②村との間で締結された契約等によってあらかじめ譲渡、質権設定その他の担保設定（以下総称して「処分」という。）先として認められた者（当該処分先として認められた者がいる場合に限る。）（以下①及び②を総称して「許容処分等先」という。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、書面による村の事前の承認を受けること。かかる義務に当社が違反して本議決権株式を処分した場合には、村に対し、当該本議決権株式の処分価格相当額の違約金を支払うこと。
3. 当社は、前号の規定に従いその所有に係る本議決権株式を処分しようとする場合、

当該処分先をして、本誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ村に提出させること。ただし、当該処分先が本誓約書と同様の内容の誓約書を既に提出している場合には再度の提出は不要とする。

4. SPC が新たに本議決権株式を発行しようとする場合において株主総会の決議が必要となるときは、当社は、村の事前の書面による承認を得たうえで、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使すること（ただし、SPC が、①許容処分等先に対して本議決権株式を発行しようとする場合又は②本完全無議決権株式を発行する場合、当社は、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を自由に行使することができる。）。

4の2. SPC が、前号の規定に従い本議決権株主以外の第三者に対して新たに本議決権株式を発行しようとする場合、当社は、当該本議決権株式の引受先をして、本誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ村に提出させること。ただし、当該引受先が本誓約書と同様の内容の誓約書を既に提出している場合には再度の提出は不要とする。

5. 当社は、自ら又は SPC をして、次のいずれかの要件を満たさない者に対してその所有に係る本議決権株式を処分し、又は新たに本議決権株式を発行させないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年勅令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 白馬村暴力団排除条例（平成 23 年条例第 24 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされておらず、かつ民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ③ PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ④ 会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

6. 当社は、株主間契約（2 者以上の本議決権株主又は本完全無議決権株主との間で締結される、SPC における本議決権株主の出資割合、議決権割合又は SPC の運営に関するすべての契約をいう。）を締結した場合又は締結後に変更した場合、その写しを村に提出する（また、当該契約が解除又は終了した場合にはその旨村に通知する。）こ

と。

7. 当社は、本誓約書に関する事項につき、裁判所、監督官庁、金融商品取引所又は金融商品取引業協会によって開示が命ぜられた場合、法令等によって開示が必要とされる場合、当社が本事業に関する資金調達に必要な範囲で金融機関等に対して、当社と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合、又は①当該情報を知る必要のある当社の従業員等（役員を含む。）若しくは当社の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、若しくは②当該情報を知る必要のある当社の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ村との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員等若しくはそれら会社等の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、当社と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合を除き、村の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本誓約書の目的以外には使用しないこと。